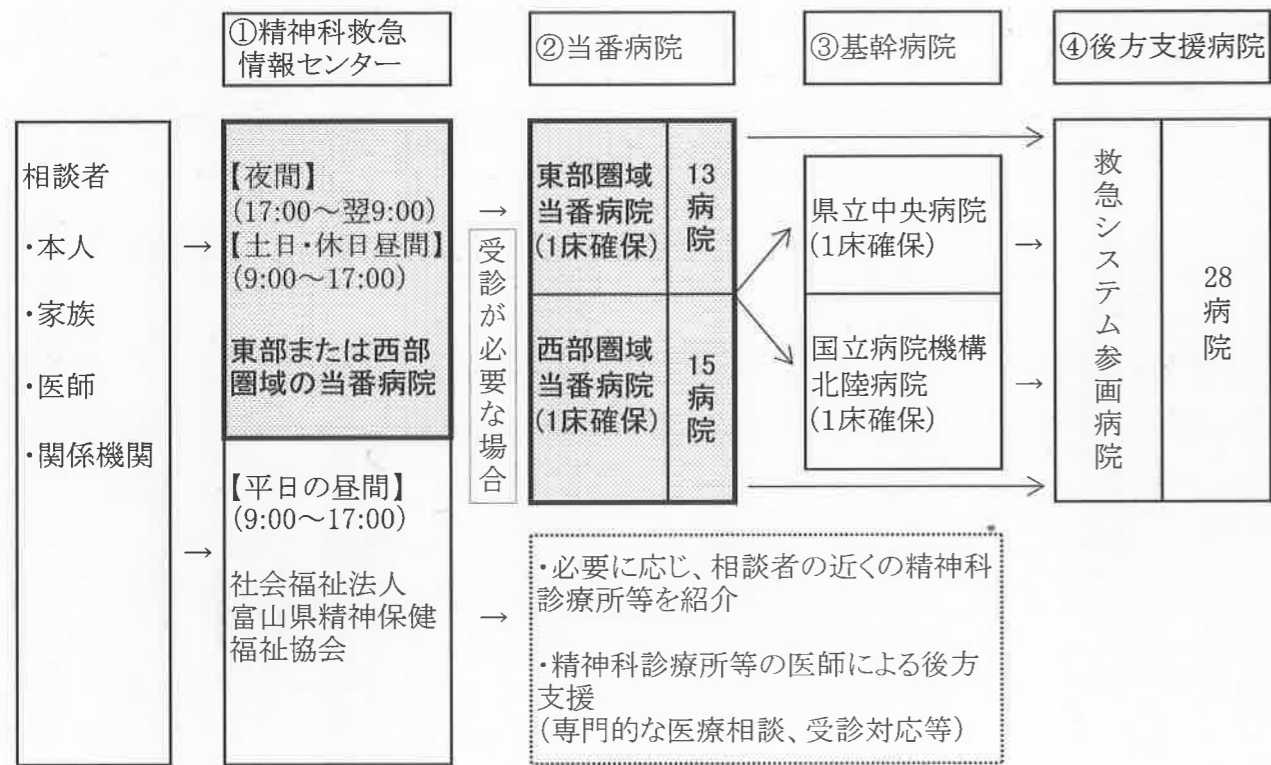


富山県精神科救急医療体制の見直しについて

1 経緯

本県では、平成10年7月から、休日や夜間の緊急に精神科の医療を要するケースに対応するため、県内27病院の協力のもと、県内を2圏域に分けた病院群輪番制による精神科救急医療体制を維持してきた。

2 見直し前の体制(平成27年9月30日まで)



- ①精神科救急情報センター
- ・対象者 精神科医療に関する緊急の相談を要する者
  - ・対応時間 24時間
  - 【夜間(17:00～翌9:00)】【土日・休日昼間(9:00～17:00)】  
対象者からの精神科医療に関する緊急の相談、来院指示(反対圏域の当番病院との連絡調整)
  - 【平日昼間(9:00～17:00)】  
・対象者からの精神科医療に関する緊急の相談、医療機関の紹介  
・精神科診療所等の医師による後方支援(13:00～)
- ②当番病院(県内を東部圏域と西部圏域に分け、当番病院を指定)
- ・対象者 緊急の精神科医療(受診・入院等)を要する者
  - ・対応時間 平日夜間及び土日・休日昼間

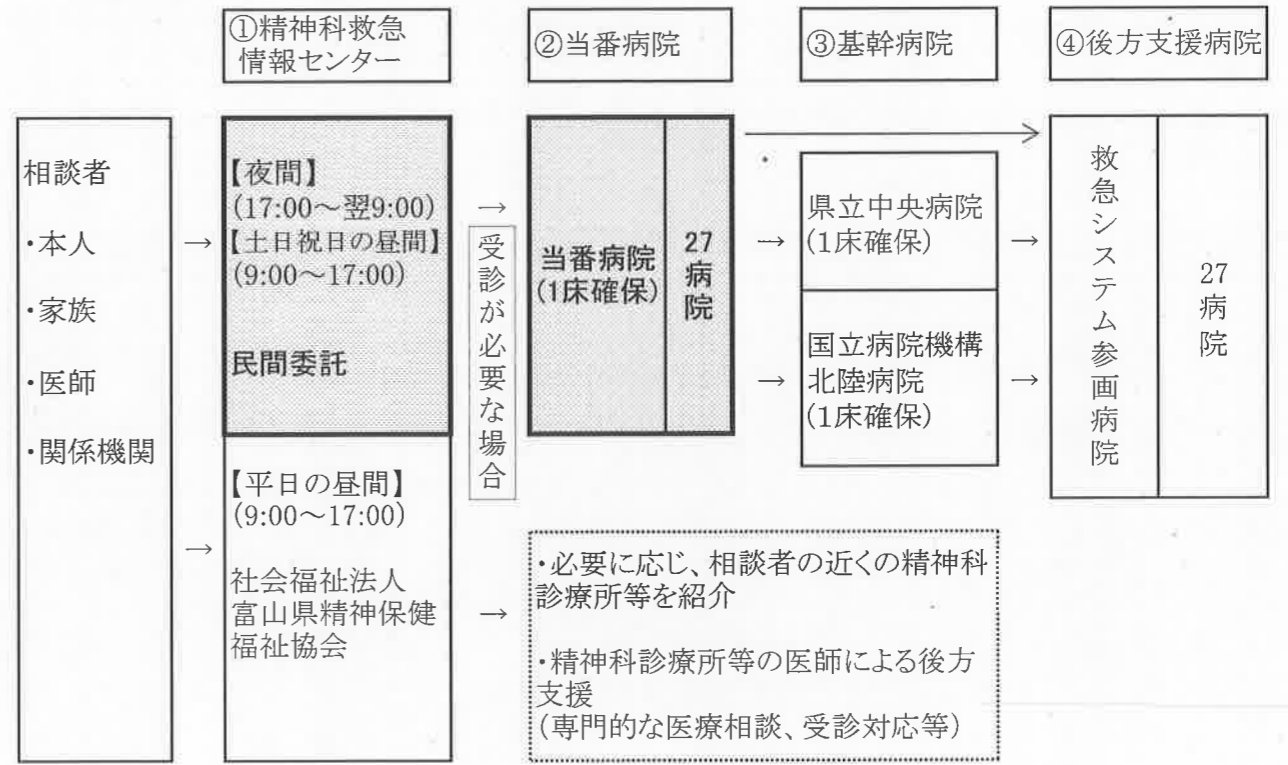
3 見直しの経緯

今年度、精神科救急情報センターの国補助単価が大幅に削減されたことを受け、持続可能な体制について検討を行い、「5 見直し後の体制」のとおり見直すこととなった。

4 見直しの内容(平成27年8月25日、富山県精神科医会臨時会で決定)

- ①精神科救急情報センターを民間委託に切り替えること
- ②県内を1圏域に統合すること
- ③上記見直しは、平成27年10月1日から行うこと

5 見直し後の体制(平成27年10月1日から)



- ①精神科救急情報センター
- ・対象者 精神科医療に関する緊急の相談を要する者
  - ・対応時間 24時間
  - 【夜間(17:00～翌9:00)】【土日・休日昼間(9:00～17:00)】  
対象者からの精神科医療に関する緊急の相談、来院指示(当番病院との連絡調整)
  - 【平日昼間(9:00～17:00)】  
・対象者からの精神科医療に関する緊急の相談、医療機関の紹介  
・精神科診療所等の医師による後方支援(13:00～)
- ②当番病院(全県1圏域として、当番病院を指定)
- ・対象者 緊急の精神科医療(受診・入院等)を要する者
  - ・対応時間 平日夜間及び土日・休日昼間

※H26年度の利用実績 1,662件(うち受診152件、入院117件)  
※見直し後の利用実績(H27.10～H28.1) 608件(うち受診25件、入院35件)  
【参考】H26.10～H27.1 492件(うち受診49件、入院40件)